

第八章 附置研究所

ら別表第十九までのとおり置く。
附 則

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

〔中略〕

別表第十二

京都大学

化学研究所

原子核反応

核放射線

放射化学

コロイド化学

粉体化学

電気材料

窯業化学

磁性体

有機単位反応

高压化学

石油化学

纖維化学

高分子物性

高分子構造

酵素化学

一 研究部門

一 国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関する省令

〔抄〕

文部省令第四号

一九六四(昭和三九)年二月二五日

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五百十号)第七條第二項の規定に基づき、国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関する省令を次のように定める。

昭和三十九年二月二十五日

文部大臣 灘尾 弘吉

国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関する省

令

国立大学の大学附置の研究所に研究部門を、別表第一か

- 植物化学
- 微生物化学
- 生理活性
- 分子生物学
- 人文科学研究所
- 日本思想
- 日本社会
- 中国思想
- 中国社会
- 東洋考古学
- 西洋文化
- 西洋社会
- 文化交渉史
- 歴史地理
- 芸術史
- 科学史
- 社会人類学
- 結核研究所
- 内科学第一
- 内科学第二
- 外科学
- 病理学
- 細菌血清学
- 工学研究所
- 原子炉構造
- 粒子線工学
- 原子炉計測工学
- 原子燃料
- 原子炉材料
- 原子核化学工学
- 放射線応用工学
- 原子炉保安工学
- 木材研究所
- 木材物理
- 木材化学
- 木材生物
- 木質材料
- 食糧科学研究所
- 食糧貯蔵加工
- 食糧生産
- 食糧化学
- たんばく食糧
- 応用微生物
- 防災研究所
- 地震動
- 地かく変動
- 耐震構造
- 水文学

- 河川災害
- 内水災害
- 海岸災害
- 地盤災害
- 地形土じよう災害
- 地すべり
- 耐風構造
- ウイルス研究所
- 病理
- 物理
- 化学
- 血清免疫
- 予防治療
- 癌ウイルス
- 經濟研究所
- 産業構造
- 比較産業
- 基礎物理学研究所
- 場の理論
- 原子核理論
- 中間子論
- 物性論
- 数理解析研究所
- 基礎数学第一

- 作用素論
- 原子炉実験所
- 原子炉
- 原子炉設備
- ホットラボ設備
- 計測装置
- 廃棄物処理設備
- 放射線管理

〔以下略〕

- 改正
- 昭三九文令一〇、昭四〇文令二、昭四一、文令二四、昭四二、文令一二、昭四三文令二二、昭四四文令一五、昭四五文令一三、昭四六文令一六、昭四七文令二一、文令二四、昭四八文令八、文令二二、昭四九文令一一、文令二二、昭五〇文令一一、昭五一文令二五、文令二八、昭五二文令一五、昭五三文令一四、文令二七、昭五四文令一一、昭五五文令八、昭五六文令二二、文令二七、昭五七文令五、昭五八文令一一、昭五九文令一〇、文令二〇、文令二九、昭六〇文令四、昭六一文令七、文令一九、昭六二文令一一、文令二一、昭六三文令一七、平元文令二六、平二文令九、文令一七、平三文令一一、文令一六、平四文令七、文令二〇、平五文令八、文令一九、平六文令七、文令二四、平七文令六、平八文令五、文令一六、平九文令一六、平一〇文令一七、文令三三

二 化学研究所

一 化学研究所官制

勅令第三三三号

一九二六(大正一五)年一〇月四日(官報一〇月五日)

朕化学研究所官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

摂政 名

大正十五年十月四日

内閣総理大臣 若槻禮次郎

文部大臣 岡田 良平

勅令第三百十三号

化学研究所官制

第一条 京都帝国大学ニ化学研究所ヲ附置ス

第二条 化学研究所ハ化学ニ関スル特殊事項ノ学理及応用

ノ研究ヲ掌ル

第三条 化学研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

所員

助手

書記

第四条 所長ハ京都帝国大学教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補
ス

所長ハ京都帝国大学総長ノ監督ノ下ニ於テ化学研究所ノ
事務ヲ掌理ス

第五条 所員ハ帝国大学ノ教授及助教ノ中ヨリ文部大臣
之ヲ補ス

所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ研究ヲ掌ル

第六条 助手ハ專任三人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ研究ニ

従事ス

第七条 書記ハ專任一人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ事務ニ

従事ス

第八条 帝国大学教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタル

者ニハ講座ヲ担任セシメサルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ講座ヲ担任セサル教授及所員ニ補セ

ラレ専ラ事務ニ従事スル助教ノハ所屬帝国大学ノ定員外

トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改正

昭四勅令三五三、昭八勅令一八五、昭九勅令二二五、昭一二勅令七三五、昭一四勅令五二三、勅令八四八、昭一五勅令四

二三、昭一六勅令一〇二〇、昭一八勅令七六〇、昭一九勅令

五二五、昭二〇勅令三七二、昭二一勅令二〇七、昭二二政令

二〇四

〔注〕一九四九・五・三二法律第一五〇号(国立学校設置法)で廃止。

第五条 議事ノ方法ハ商議委員会ニ於テ之ヲ定ム

三 化学研究所常任委員会規程

〔一〇〕

一九二六(大正一五)年一月二六日

化学研究所常任委員会規程

第一条 化学研究所ノ常務ニ関スル重要事項ヲ審議スル為

メ常任委員会ヲ置ク

第二条 常任委員ハ左ニ掲クルモノニ就キ所長之ヲ委嘱ス

一、京都帝国大学内関係学部教授 各一名

二、所員ノ互選ニヨルモノ 若干名

三、京都帝国大学本部在勤高等官 二名

第三条 常任委員ノ任期ハ三年トス但重任ヲ妨ケス

第四条 常任委員会ハ所長之ヲ召集シ其議長トナル

第五条 常任委員会ハ委員過半数ノ出席アルニアラサレハ

開会スルコトヲ得ス

第六条 議事ノ方法ハ常任委員会ニ於テ之ヲ定ム

改正 昭一五・五・二九達示九号、昭二三・七・四達示一八号、昭

二三・一〇・六達示一一号

〔注〕一九六六・一二・二〇達示第一九号で廃止。

二 化学研究所商議委員会規程

〔一〇〕

一九二六(大正一五)年一月二六日

化学研究所商議委員会規程

第一条 化学研究所ニ関スル重要ナル事項ヲ審議スル為メ

商議委員会ヲ置ク

第二条 商議委員ハ左ニ掲クルモノニ就キ所長之ヲ委嘱ス

一、化学研究所常任委員

一、帝国大学書記官又ハ事務官 若干名

一、学識経験アルモノ又ハ本所功勞者ニシテ商議委員

会ニ於テ推薦シタルモノ

第三条 商議委員会ハ所長之ヲ召集シ其議長トナル

第四条 商議委員会ハ委員過半数ノ出席アルニアラサレハ

開会スルコトヲ得ス

四 国立学校設置法〔新制化学研究所発足〕

〔一〕

法律第一五〇号

一九四九(昭和二四)年五月三十一日

第四条 〔本文は二七頁参照〕

- 2 所長は、専任または併任の教授をもつてあてゐる。
 - 3 所長は、化学研究所の所務を掌理する。
- 第三条 化学研究所に、次の研究部門および附属研究施設を置く。

研究部門

原子核反応

核放射線

放射化学

コロイド化学

粉体化学

電気材料

窯業化学

磁性体

有機単位反応

高压化学

石油化学

纖維化学

高分子物性

高分子構造

高分子結晶学

酵素化学

第二十号 〔本文は五〇頁参照〕

文部省令第一一〇号

一九六四(昭和三九)年四月一日

六 化学研究所規程

〔一六〕

達示第一九号

一九六六(昭和四一)年二月一〇日

京都大学化学研究所規程

第一条 この規程は、京都大学化学研究所(以下「化学研究所」という。)の組織に関し必要な事項を定めるものとす

る。
第二条 化学研究所に、所長を置く。

植物化学

微生物化学

生理活性

分子生物学

附置研究施設

原子核科学研究施設

第四条 研究部門は、専任または併任の教授が担当するものとする。ただし、必要があるときは、専任の教授もしくは助教または併任の教授に分担させることができる。

2 前項の併任の教授のほか、研究に従事する併任の教授を置くことができる。

第五条 附置研究施設に、施設長を置く。

2 施設長は、専任の教授をもつてあてる。ただし、必要があるときは、併任の教授をもつてあてることができる。

3 施設長は、附置研究施設の業務をつかさどる。

第六条 化学研究所に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、専任の教授および併任の教授をもつて組織する。

第七条 化学研究所の事務組織については、京都大学分課規程の定めるところによる。

第八条 この規程に定めるもののほか、化学研究所の内部組織については、所長が定める。

附則

1 この規程は、昭和四十二年一月一日から施行する。

2 京都大学化学研究所常任委員会規程(大正十五年十一月二十六日制定)は、廃止する。

改正 昭五〇・五二〇達示二三号、昭五六・五一九達示二三号、

昭五七・五二五達示一四号、昭五八・五・六達示一二号、

昭六〇・四・二四達示六号、昭六一・五・三達示二三号、

昭六二・六二五達示一五号、平四・四・一六達示八号、五・一二達示一二号

七 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔新無機合成開

発施設設置〕

(二)

文部省令第八号
一九七五(昭和五〇)年四月一日

国立学校設置法施行規則等の一部を改正する省令

(国立学校設置法施行規則の一部改正)

第一条 国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中「原子核科学研究施設」の下に「新無機合成開発施設」を加え〔る〕。

〔中略〕

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔中略〕

3 改正後の国立学校設置法施行規則別表第七に規定する〔中略〕京都大学附置の化学研究所附属の新無機合成開発施設〔中略〕は、〔中略〕昭和五十七年三月三十一日〔中略〕まで存続するものとする。

〔以下略〕

八 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔核酸情報解析施設設置〕

〔以下略〕

文部省令第一六号

一九八一(昭和五十六)年四月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中

洋学文献センター
子核科学研究施設、新無機合成開発施設

を

人文科学研究所	東
化学研究所	原

化学研究所	原子核科学研究施設、新無機合成開発施設、核酸情報解析施設
人文科学研究所	東洋学文献センター
結核胸部疾患研究所	感染免疫動物実験施設

に改め

〔る〕。

〔中略〕

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

九 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔新無機合成開

発施設廃止〕

〔二〕

文部省令第四号

一九八二(昭和五七)年三月三二日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七京都大学の項中「新無機合成開発施設」を削

〔る〕。

〔中略〕

附則

1 この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

〔以下略〕

三 人文科学研究所

一 人文科学研究所官制

〔二〕

勅令第五二〇号

一九三九(昭和一四)年八月一日(官報八月二日)

朕人文科学研究所官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十四年八月一日

内閣総理大臣 男爵 平沼騏一郎

文部大臣 男爵 荒木 貞夫

勅令第五百二十号

人文科学研究所官制

第一条 京都帝国大学ニ人文科学研究所ヲ附置ス

第二条 人文科学研究所ハ国家ニ須要ナル東亜ニ関スル人

文科学ノ綜合研究ヲ掌ル

第三条 人文科学研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

所員

助手

書記

第四条 所長ハ京都帝国大学教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

所長ハ京都帝国大学総長ノ監督ノ下ニ於テ人文科学研究所ノ事務ヲ掌理ス

第五条 所員ハ帝国大学ノ教授及助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ研究ヲ掌ル

第六条 助手ハ專任十二人判任トス上ノ指揮ヲ承ケ研究

ニ従事ス

第七条 書記ハ專任二人判任トス上ノ指揮ヲ承ケ事務ニ

従事ス

第八条 帝国大学教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタル者ニハ講座ヲ担任セシメザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ講座ヲ担任セザル教授及所員ニ補セラレ専ラ事務ニ従事スル助教ハ通ジテ九人トシ所属帝国大学ノ定員外トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改正 昭一五勅令四二四、昭二二勅令一五五、勅令二〇七、昭二二政令二〇四、昭二四政令一八

〔注〕一九四九・五・三二法律第一五〇号(国立学校設置法)で廃止。

二 人文科学研究所協議員会規程

〔二三〕 達示第一一〇号

一九三九(昭和一四)年八月二三日

人文科学研究所協議員会規程

第一条 人文科学研究所ニ於ケル研究事項及其ノ期間、担当者ノ決定其ノ他重要事項ヲ審議スルタメ本所ニ協議員会ヲ置ク

第二条 協議員ハ京都帝国大学ノ教授、助教及人文科学

研究所所員ノ中ヨリ所長之ヲ委嘱ス

協議員ハ十名トス

第三条 協議員ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨ゲズ

第四条 協議員会ハ所長之ヲ召集ス

所長ハ協議員会ノ議長トナル

第五条 協議員会ハ協議員過半数ノ出席アルニアラザレバ

開会スルコトヲ得ズ

第六条 所長ハ人文科学研究所書記ニ協議員会幹事ヲ命ジ会務ヲ処理セシム

第七条 議事ノ方法其ノ他ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム

附則

本規程ハ昭和十四年八月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

改正 昭一五・五・七達示八号、昭一七・三・二〇達示三号、昭二

一・七・一達示一一号

三 東京帝国大学講座令等一部改正〔抄〕〔人文科学研究所

官制一部改正〕

〔二〕

勅令第一五五号

一九四六(昭和二一)年三月二〇日(官報三月二二日)

〔前略〕

第四条 人文科学研究所官制中左ノ通改正ス

第二条中「国家ニ須要ナル東亜」ヲ「世界文化」ニ改ム

〔中略〕

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔以下略〕

四 国立学校設置法〔新制人文科学研究所発足〕

法律第一五〇号

一九四九(昭和二四)年五月三十一日

第四条 〔本文は二七頁参照〕

五 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔東洋学文献セ

ンター設置〕

〔二〕

文部省令第一七号

一九六五(昭和四〇)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中

化学研究所 原子核

科学研究施設

を

化学研究所	原子核科学研究施設
人文科学研究所	東洋学文献センター

に改め(る)。

〔中略〕

附則

1 この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。

〔以下略〕

六 人文科学研究所附属東洋学文献センター規程 〔六〕

達示第一一号

一九六五(昭和四〇)年六月八日

程 京都大学人文科学研究所附属東洋学文献センター規程

第一条 人文科学研究所に東洋学文献センター(以下「文献センター」という。)を置く。

第二条 文献センターは、東洋学研究に資するため東洋学に関する文献を収集整備し、学内外の研究者に対して文献の閲覧、複写、参考調査および目録刊行等による情報の提供を行なうものとする。

第三条 文献センターに長を置く。

2 長は、人文科学研究所長をもつてあてる。

3 長は、文献センターを代表し、その業務を掌理する。

第四条 文献センターに主任を置く。

2 主任は、人文科学研究所の教授のうちから所長が委嘱するものとし、その任期は、二年とする。

3 主任は、文献センターの長を助け業務を整理する。

第五条 文献センターに運営協議会を置く。

2 運営協議会に関する規程は、別に定める。

第六条 文献センターの長は、運営の改善に資するため、

必要に応じ学内外の利用者の意見を聞くものとする。

第七条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に

ついて必要な事項は、文献センターの長が定める。

附則

この規程は、昭和四十年七月一日から施行する。

七 人文科学研究所附属東洋学文献センター運営協議会規程 〔七〕

達示第一二号

一九六五(昭和四〇)年六月八日

京都大学人文科学研究所附属東洋学文献センター運営協議会規程

第一条 人文科学研究所附属東洋学文献センター(以下「文献センター」という。)に運営協議会を置く。

第二条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 文献の収集、整理および保管の方針に関する事項

二 文献の公開の基本方針に関する事項

三 文献センターの予算に関する事項

四 その他運営に関する重要事項

第三条 運営協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 文学部長

二 附属図書館長

三 人文科学研究所の教授(次号に掲げる者を除く。)若干

名

四 文献センターの長および主任

2 前項第三号の委員は、人文科学研究所長が委嘱するものとし、その任期は、二年とする。

第四条 運営協議会に委員長を置く。

2 委員長は、文献センターの長をもつてあてる。

3 委員長は、運営協議会を招集し、その議長となる。

第五条 運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ

開会することができない。

2 運営協議会の議事は、出席の委員の過半数で決する。

第六条 運営協議会の事務を処理するため幹事若干名を置く。

2 幹事は、人文科学研究所長が委嘱する。

第七条 この規程に定めるもののほか、運営協議会の議事

の運営その他必要な事項は、運営協議会が定める。

附則

この規程は、昭和四十年七月一日から施行する。

四 再生医科学研究所

(一) 胸部疾患研究所

一 結核研究所官制

一九四一(昭和一六)年三月二六日(官報三月二七日)

勅令第二六七号

朕結核研究所官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十六年三月二十六日

内閣総理大臣 公爵 近衛 文麿

文部大臣 橋田 邦彦

勅令第二百六十七号

結核研究所官制

第一条 京都帝国大学ニ結核研究所ヲ附置ス

第二条 結核研究所ハ結核ノ予防及治療ニ関スル学理及其ノ応用ノ研究ヲ掌ル

第三条 結核研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

所員

助手

書記

薬剤手

看護長

第四条 所長ハ京都帝国大学教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補

ス

所長ハ京都帝国大学総長ノ監督ノ下ニ於テ結核研究所ノ

事務ヲ掌理ス

第五条 所員ハ帝国大学ノ教授及助教授ノ中ヨリ文部大臣

之ヲ補ス

所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ研究ヲ掌ル

第六条 助手ハ専任十人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ研究ニ

従事ス

第七条 書記ハ専任一人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ事務ニ

従事ス

第八条 薬剤手ハ専任一人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ調劑

ニ従事ス

第九条 看護長ハ専任二人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ看護

ニ関スル職務ニ服ス

第十条 帝国大学教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタル

モノニハ講座ヲ担任セシメザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ講座ヲ担任セザル教授及所員ニ補セラ

レ専ラ所務ニ従事スル助教授ハ通ジテ七人トシ所属帝国

大学ノ定員外トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改正 昭二六勅令二〇二二、昭二二勅令二〇七、昭二二政令二〇四

(注) 一九四九・五・三一法律第一五〇号(国立学校設置法)で廃

止。

二 結核研究所協議員会規程

(一六)

達示第九号

一九四二(昭和一七)年七月二日

結核研究所協議員会規程

第一条 結核研究所ニ関スル重要事項ヲ審議スルタメ協議

員会ヲ置ク

第二条 協議員ハ七名トシ京都帝国大学教授及教授タル結核研究所所員ノ中ヨリ所長之ヲ委嘱ス

第三条 協議員ノ任期ハ二年トス

但シ重任ヲ妨ゲズ

第四条 協議員会ハ所長之ヲ召集ス

所長ハ協議員会ノ議長トナル

第五条 協議員会ハ協議員過半数ノ出席アルニアラザレバ

開会スルコトヲ得ズ

第六条 所長ハ結核研究所書記ニ協議員会幹事ヲ命ジ会務

ヲ処理セシム

第七条 議事ノ方法ハ協議員会ニ於テ之ヲ定ム

附則

本規程ハ昭和十七年七月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

改正 昭二〇・一二・五、昭二七・一〇・一 達示二〇号、昭一九・

一一・二 達示一五号、昭四二・六・六 達示一四号

(注) 一九六七・六・六 達示第一四号で結核胸部疾患研究所協議

員会規程に改称。

一九六七・七・四 達示第一六号で廃止。

三 国立学校設置法〔新制結核研究所発足〕

法律第一五〇号

一九四九(昭和二十四)年五月三十一日

第四条 (本文は二七頁参照)

四 国立学校設置法施行規則〔附属病院設置〕

文部省令第一一〇号

一九六四(昭和三九)年四月一日

第十六条 (本文は五〇頁参照)

五 国立学校設置法一部改正(抄)〔結核研究所を結核胸部

疾患研究所に改組〕

法律第一八号

一九六七(昭和四二)年五月三十一日

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律

(国立学校設置法の一部改正)

第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の

一部を次のように改正する。

〔中略〕

第四条第一項の表〔中略〕京都大学の項中

結核研究所

結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究

を

結核胸部疾患研究所

結核及び胸部疾患に関する学理及びその応用の研究

に改め

〔る〕。〔中略〕

附則

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。〔以下略〕

六 結核胸部疾患研究所規程

〔三〕

達示第一二六号
一九六七(昭和四二)年七月四日

京都大学結核胸部疾患研究所規程

第一条 この規程は、京都大学結核胸部疾患研究所(以下「結核胸部疾患研究所」という。)の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 結核胸部疾患研究所に、所長を置く。

2 所長は、専任または併任の教授をもつてあてる。

3 所長は、結核胸部疾患研究所の所務を掌理する。

第三条 結核胸部疾患研究所に、次の研究部門および附属研究施設を置く。

研究部門

内科学第一

内科学第二

胸部外科学

病理学

細菌血清学

細胞化学

附属研究施設

病院

第四条 研究部門は、専任の教授が担当するものとする。

ただし、必要があるときは、専任の教授もしくは助教または併任の教授に分担させることができる。

2 前項の併任の教授のほか、研究に従事する併任の教授を置くことができる。

第五条 病院の組織については、別に定める。

第六条 結核胸部疾患研究所に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、専任の教授および兼任の教授で組織する。

第七条 結核胸部疾患研究所の事務組織については、京都大学分課規程の定めるところによる。

第八条 この規程に定めるもののほか、結核胸部疾患研究所の内部組織については、所長が定める。

附則

1 この規程は、昭和四十二年七月四日から施行する。

2 京都大学結核胸部疾患研究所協議員会規程(昭和十七年七月二十一日達示第九号制定)は、廃止する。

改正 昭四六・四・二三達示一〇号、昭五六・五・一九達示二四号、昭六三・四・一九達示一〇号

(注) 一九八八・四・一九達示第一〇号で胸部疾患研究所規程に改称。

一九九八・四・九達示第二一〇号で廃止。

七 結核胸部疾患研究所附属病院規程

達示第二二〇号

一九六七(昭和四二)年一〇月一七日

京都大学結核胸部疾患研究所附属病院規程

第一条 京都大学結核胸部疾患研究所附属病院(以下「病院」という。)の組織については、この規程の定めるところによる。

第一条 病院に、病院長を置く。

2 病院長は、結核胸部疾患研究所(以下「研究所」という。)の専任の教授をもつてあてる。

3 病院長は、病院の院務を掌理する。

第二条 病院に、次の診療科を置く。

第一内科

第二内科

外科

第三条 各診療科に、科長を置く。

2 科長は、研究所の当該研究部門担当の教授をもつてあてる。

3 科長は、当該診療科の業務をつかさどる。

第四条 各診療科に、外来医長および病棟医長を置く。

2 外来医長および病棟医長は、当該診療科の講師をもつてあてる。

3 外来医長は外来患者の診療を、病棟医長は入院患者の診療をそれぞれ分掌する。

第五条 病院に、検査部および放射線部を置く。

2 前項の部の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 検査部 患者の診療に必要な各種の臨床検査に関すること。

二 放射線部 放射線発生装置を用いる患者の診療および同装置の利用に関すること。

第七条 前条の部に、主任を置く。

2 主任は、研究所の専任の助教授をもつてあてゐる。

3 主任は、当該部の業務をつかさどる。

第八条 病院に、看護に関する業務を処理するため、看護部を置く。

第九条 看護部に看護婦長若干名を置き、その一名を総婦長とする。

2 看護婦長は、技術職員をもつてあてゐる。

3 総婦長は、看護部の業務を総括する。

4 看護婦長は、所属の看護職員を指揮し、看護に関する業務を処理する。

第十条 病院に、調剤、製剤および医薬品の検査に関する業務を処理するため、薬局を置く。

第十一条 薬局に、薬局長を置く。

2 薬局長は、技術職員をもつてあてゐる。

3 薬局長は、薬局の業務をつかさどる。

第十二条 病院に、病院の運営に関する重要事項を協議す

るため、協議会を置く。

2 協議会は、診療科の科長および事務長をもつて組織する。

3 協議会の議事の運営に関する事項は、協議会の議に基づき病院長が定める。

第十三条 この規程に定めるもののほか、病院の内部組織については、病院長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和四十二年十月十七日から施行する。

2 第五条第二項の規定にかかわらず、外来医長および病棟医長は、当分の間、研究所の当該研究部門の助教授または講師をもつてあてゐることができる。

改正

- 昭四三・四・三〇達示六号、昭四七・五・二三達示一九号、
- 昭五〇・一〇・二八達示三四号、昭五二・四・二六達示三二
- 号、昭五三・一〇・三一達示四三号、昭五九・五・二二達示
- 九号、昭六三・四・一九達示二二号、平元・四・一八達示七
- 号、平七・五・一〇達示二〇号

(注) 一九八八・四・一九達示第一二二号で胸部疾患研究所附属病

院規程に改称。

一九九八・四・九達示第四一一号で廃止。

八 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔感染免疫動物実験施設設置〕
(二)

文部省令第一六号
 一九八一(昭和五六)年四月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中

人文科学研究所
化学研究所

東洋学文献センター
原子核科学研究施設、新無機合成開発施設

を

化学研究所	原子核科学研究施設、新無機合成開発施設、核酸情報解析施設
人文科学研究所	東洋学文献センター
結核胸部疾患研究	感染免疫動物実験施設

に改め

〔る〕。

〔中略〕

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

九 国立学校設置法施行令一部改正(抄)〔結核胸部疾患研究 研究所を胸部疾患研究所に改組〕
(二)

政令第一〇一号
 一九八八(昭和六三)年四月八日

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立学校設置法(昭和二十四年法律第五百十号)第三条の二第二項、第四条第二項及び第九条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立学校設置法施行令(昭和五十九年政令第二百三十号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第三条第一項の表〔中略〕京都大学の項中

結核胸部疾患研究	結核及び胸部疾患に関する学理及びその応用の研究
----------	-------------------------

を

胸部疾患研究所	胸部疾患に関する学理及びその応用の研究
---------	---------------------

に改め〔る〕。

〔中略〕

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。(以下略)

(二) 医用高分子研究センター

一〇 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔附属病院廃止〕

止

文部省令第二二号

一九九八(平成一〇)年四月九日

一 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔医用高分子研究センター設置〕

文部省令第五号

一九八〇(昭和五五)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

〔中略〕

別表第五京都大学の項を削る。

〔中略〕

別表第七の二〔中略〕京都大学の項中「情報処理教育センター」の下に、「医用高分子研究センター」を加える。〔中略〕

附則

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

1 この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

〔中略〕

4 新令別表第七の二に規定する〔中略〕京都大学の医用高分子研究センターは、昭和六十五年三月三十一日まで存続するものとする。

〔以下略〕

二 医用高分子研究センター規程

〔二〕
達示第一二七号

一九八〇(昭和五五)年四月八日

京都大学医用高分子研究センター規程

第一条 この規程は、京都大学医用高分子研究センター(以下「センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 センターは、医用高分子材料及び人工臓器、人工組織等の開発及び利用に関する総合研究を行う。

第三条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第四条 センターに、次の研究部門を置く。

材料物性研究部門

歯科材料応用研究部門

2 研究部門は、専任若しくは併任の教授又は学部に関連講座若しくは研究所の関連研究部門担当の教授が担当す

るものとする。

第五条 センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第六条 センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に應ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第七条 センターの事務組織については、京都大学分課規程(昭和四十八年達示第二十二号)の定めるところによる。

第八条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、昭和五十五年四月八日から施行し、昭和五十五年四月一日から適用する。

〔注〕一九九〇・六・二六達示第三三号で廃止。

三 医用高分子研究センター協議員会規程

〔二六〕
達示第一三〇号

一九八〇(昭和五五)年四月八日

京都大学医用高分子研究センター協議員会規程

第一条 この規程は、京都大学医用高分子研究センター規程(昭和五十五年達示第十二号)第五条第二項の規定に基づき、医用高分子研究センター(以下「センター」という。)の協議員会に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

一 センター長

二 センター所属の教授

三 前二号以外の京都大学教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項の規定にかかわらず、協議員会に、必要に應じて、協議員会の議を経てセンターの助教授を加えることができる。

3 第一項第三号の協議員の任期は、別段の事情がある場合を除くほか、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター

長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第四条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前二項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員の三分の二以上が出席する協議員会において、出席協議員の四分の三以上の多数で決する。

第五条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第六条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に關し必要な事項は、協議員会が定める。

附則

この規程は、昭和五十五年四月八日から施行し、昭和十五年四月一日から適用する。

〔注〕一九九〇・六・二六達示第三三〇号で廃止。

四 医用高分子研究センター運営委員会規程

〔二六〕
達示第一四号

一九八〇(昭和五五)年四月八日

京都大学医用高分子研究センター運営委員会規程

第一条 この規程は、京都大学医用高分子研究センター規程(昭和五十五年達示第十二号)第六条第二項の規定に基づき、京都大学医用高分子研究センター(以下「センター」という。)の運営委員会に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 センター所屬の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名

二 關係部局の教官のうちからセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第二号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第四条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、

開くことができない。

第五条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見をきくことができる。

第六条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第七条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に關し必要な事項は、運営委員会が定める。

附則

この規程は、昭和五十五年四月八日から施行し、昭和五十五年四月一日から適用する。

〔注〕一九九〇・六・二六達示第三三三号で廃止。

五 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔医用高分子研究センター廃止〕

〔二七〕
文部省令第六号
一九九〇(平成二)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七の二〔中略〕京都大学の項中「医用高分子研究センター」を削る。

〔中略〕

附則

1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。

〔以下略〕

(三) 生体医療工学研究センター

一 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕(生体医療工学研究センター設置) 〔二〕

文部省令第一五号

一九九〇(平成二年)六月八日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七の二京都大学の項中「遺伝子実験施設」の下に「生体医療工学研究センター、留学生センター」を加える。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔中略〕

3 新令別表第七の二に規定する〔中略〕京都大学の生体医療工学研究センター〔中略〕は、平成十二年三月三十一日まで存続するものとする。

〔以下略〕

二 生体医療工学研究センター規程

〔三〕

達示第九号

一九九〇(平成二年)六月二六日

京都大学生体医療工学研究センター規程

第一条 この規程は、京都大学生体医療工学研究センター(以下「センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 センターは、人工臓器、人工組織等の開発研究及び臨床応用研究に関する総合研究を行う。

第三条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第四条 センターに、次の研究部門を置く。

生体材料学研究部門

生体工学研究部門

人工臓器学研究部門

第五条 センターに、その重要事項を審議するため、協議

員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第六条 センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第七条 センターの事務組織については、京都大学分課規程(昭和四十八年達示第二十二号)の定めるところによる。

第八条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成二年六月二十六日から施行し、平成二年六月八日から適用する。

(注) 一九九八・四・九達示第二〇号で廃止。

三 生体医療工学研究センター協議員会規程

〔六〕
達示第一〇号

一九九〇(平成二二年六月二六日

京都大学生体医療工学研究センター協議員会規程

第一条 この規程は、京都大学生体医療工学研究センター規程(平成二年達示第九号)第五条第二項の規定に基づき、生体医療工学研究センター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

一 センター長

二 センター所属の教授

三 前二号以外の京都大学の教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項の規定にかかわらず、協議員会に、必要に応じて、協議員会の議を経てセンターの助教授を加えることができる。

3 第一項第三号の協議員の任期は、別段の事情がある場合を除くほか二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター

長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第四条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前二項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員の三分の二以上が出席する協議員会において、出席協議員の四分の三以上の多数で決する。

第五条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第六条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に關し必要な事項は、協議員会が定める。

附則

この規程は、平成二年六月二十六日から施行し、平成二年六月八日から適用する。

(注)〔一九九八・四・九達示第二〇号で廃止。〕

四 生体医療工学研究センター運営委員会規程

(二六)
達示第一一八

一九九〇(平成二二年六月二六日)

京都大学生体医療工学研究センター運営委員会規程

第一条 この規程は、京都大学生体医療工学研究センター規程(平成二年達示第九号)第六条第二項の規定に基づき、生体医療工学研究センター(以下「センター」という。)の運営委員会に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 センター所屬の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名

二 關係部局の教官のうちからセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第二号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第四条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第五条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の方の出席を求めて意見を聴くことができる。

第六条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第七条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に關し必要な事項は、運営委員会が定める。

附則

この規程は、平成二年六月二十六日から施行し、平成二年六月八日から適用する。

(注) 一九九八・四・九達示第二〇号で廃止。

五 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔生体医療工学研究センター廃止〕

文部省令第二二号

一九九八(平成一〇)年四月九日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

(中略)

別表第七の二(中略)「京大学の項中」、「生体医療工学研究センター」を削(る)。

(中略)

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

(以下略)

(四) 再生医科学研究所

一 国立学校設置法施行令一部改正(抄)〔胸部疾患研究所を再生医科学研究所に改組〕

(二)

政令第一五五号

一九九八(平成一〇)年四月九日

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第三条の二第二項及び第四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立学校設置法施行令(昭和五十九年政令第二百三十号)

の一部を次のように改正する。

(中略)

第三条第一項の表〔中略〕京都大学の項中

胸部疾患研

研究所

胸部疾患に関する学理及びその応用の研究

を

再生医科学研究

所 生体組織及び臓器の再生に関する学理及びその応用の研究

に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

二 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔感染免疫動物

実験施設を再生実験動物施設に改組〕

〔二〕

文部省令第二二〇号
一九九八(平成一〇)年四月九日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中

胸部疾患研究所

感

免疫動物実験施設

を

再生医科学研究所

再生実験動物

施設 〔中略〕に改め(る)。

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

三 再生医科学研究所規程

〔六〕

達示第二〇号

一九九八(平成一〇)年四月九日

京都大学再生医科学研究所規程

第一条 この規程は、京都大学再生医科学研究所(以下「再生医科学研究所」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 再生医科学研究所は、生体組織及び臓器の再生に関する学理及びその応用の研究を行うことを目的とする。

第三条 再生医科学研究所に、所長を置く。

2 所長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 所長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 所長は、再生医科学研究所の所務を掌理する。

第四条 再生医科学研究所に、次の研究部門及び附属研究施設を置く。

研究部門

生体機能学

生体組織工学

再生統御学

生体システム医工学

再生医学応用

附属研究施設

再生実験動物施設

第五条 再生実験動物施設に、施設長を置く。

2 施設長は、再生医科学研究所の専任の教授又は助教教授をもって充てる。

3 施設長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 施設長は、再生実験動物施設の業務をつかさどる。

第六条 再生医科学研究所に、その重要事項を審議するた
め、協議員会を置く。

2 協議員会に關し必要な事項は、別に定める。

第七条 再生医科学研究所の事務組織については、京都大
学分課規程(昭和四十八年達示第二十二号)の定めるところ

による。

第八条 この規程に定めるもののほか、再生医科学研究所の内部組織については、所長が定める。

附則

1 この規程は、平成十年四月九日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

一 京都大学胸部疾患研究所規程(昭和四十二年達示第十六号)

二 京都大学胸部疾患研究所長候補者選考規程(昭和四十二年達示第二十号)

三 京都大学生体医療工学研究センター規程(平成二年達示第九号)

四 京都大学生体医療工学研究センター協議員会規程(平成二年達示第十号)

五 京都大学生体医療工学研究センター運営委員会規程(平成二年達示第十一号)

六 京都大学生体医療工学研究センター長候補者選考規程(平成二年達示第十二号)

四 再生医科学研究所協議員会規程

達示第二一号
一九九八(平成一〇)年四月九日

京都大学再生医科学研究所協議員会規程

第一条 この規程は、京都大学再生医科学研究所規程(平成十年達示第二十号)第六条第二項の規定に基づき、再生医科学研究所の協議員会に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

一 所長

二 再生医科学研究所の教授

三 前二号以外の京都大学の教授のうちから、協議員会の議を経て所長の委嘱した者 若干名

2 前項第三号の協議員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 所長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 所長に事故があるときは、あらかじめ所長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第四条 協議員会は、協議員(外国出張中の者を除く。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、別段の定めがある場合を除くほか出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

第五条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務長をもつて充てる。

第六条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に關し必要な事項は、協議員会が定める。

附則

1 この規程は、平成十年四月九日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する協議員の任期は、第二条第二項本文の規定にかかわらず、平成十二年三月三十一日までとする。

五 エネルギー理工学研究所

(一) 原子エネルギー研究所

一 工学研究所官制

一九四一(昭和一六)年一月二八日(官報一月二九日) 勅令第一〇三二号

朕工学研究所官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十六年十一月二十八日

内閣総理大臣 東條 英機
文部大臣 橋田 邦彦

勅令第千二十二号

工学研究所官制

第一条 京都帝国大学ニ工学研究所ヲ附置ス

第二条 工学研究所ハ工学ニ関スル学理及其ノ応用ノ綜合

研究ヲ掌ル

第三条 工学研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

所員

助手

書記

第四条 所長ハ京都帝国大学教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補
ス

所長ハ京都帝国大学総長ノ監督ノ下ニ於テ工学研究所ノ
事務ヲ掌理ス

第五条 所員ハ帝国大学ノ教授及助教ノ中ヨリ文部大臣
之ヲ補ス

所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ研究ヲ掌ル

第六条 助手ハ專任十人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ研究ニ

従事ス

第七条 書記ハ專任二人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ事務ニ

従事ス

第八条 帝国大学教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタル

モノニハ講座ヲ担任セシメザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ講座ヲ担任セザル教授及所員ニ補セラ

レ専ラ所務ニ従事スル助教教授ハ通ジテ五人トシ所属帝国

大学ノ定員外トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改正 昭二二勅令二〇七、昭二三政令二〇四

〔注〕一九四九・五・三一法律第一五〇号(国立学校設置法)で廃止。

第七条 議事ノ方法ハ協議員会ニ於テ之ヲ定ム

附則

本規程ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔注〕一九五〇・二・二一達示第三号で全部改正。

二 工学研究所協議員会規程

〔一六〕
達示第一八号

一九四一(昭和一六)年二月三日

工学研究所協議員会規程

第一条 工学研究所ノ常務ニ関スル重要事項ヲ審議スルタ

メ協議員会ヲ置ク

第二条 協議員ハ七名トシ京都帝国大学教授及教授タル工

学研究所所員ノ中ヨリ所長之ヲ依嘱ス

第三条 協議員ノ任期ハ二年トス

但シ重任ヲ妨ケス

第四条 協議員会ハ所長之ヲ召集シ其ノ議長トナル

第五条 協議員会ハ協議員過半数ノ出席アルニアラザレバ

開会スルコトヲ得ズ

第六条 所長ハ工学研究所書記ニ協議員会幹事ヲ命ジ会務

ヲ処理セシム

三 国立学校設置法(新制工学研究所発足)

〔一七〕

法律第一五〇号

一九四九(昭和二四)年五月三十一日

第四条 〔本文は二七頁参照〕

四 工学研究所協議員会規程

〔一八〕

達示第三号

一九五〇(昭和二五)年二月二一日

京都大学工学研究所協議員会規程

第一条 工学研究所の常務に関する重要事項を審議するた

めに協議員会を置く

第二条 協議員会は左に掲げる者で組織する

一、工学研究所員である教授

二、工学部長及工学部選出先任評議員

三、工学部教授会から選出された工学部教授若干名

第三条 前条第三号の協議員の任期は二年とする但し再任を妨げない

第四条 所長は協議員会を招集して議長となる

第五条 協議員会は協議員過半数の出席がなければ開くことができない

第六条 所長は工学研究所事務官に協議員会幹事を命じ会務を処理せしめる

第七条 議事の方法は協議員会において定める

第八条 この規程は協議員四分の三以上出席した協議員会において過半数の同意を得なければ変更することができない

附則

この規程は昭和二十五年一月二十四日から適用する

改正 昭二七・五・三〇学長裁定、昭二九・六・八達示一一号、昭

三三・五・二九総長裁定、昭四六・四・二七達示二二号、昭

五二・九・二二達示三六号、平八・五・一一達示二〇号

〔注〕一九七一・四・二七達示第二二号で原子エネルギー研究所

協議員会規程に改称。一九九六・五・一一達示第二〇号で

エネルギー理工学研究所協議員会規程に改称。

五 国立学校設置法一部改正〔抄〕〔工学研究所を原子エネルギー研究所に改組〕
法律第三三号
一九七一（昭和四六）年三月三十一日

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第四条第一項の表京都大学の項中

工学に関する学理及びその応用の総合研究

原子エネルギーの開発及び利用に関する学理並びにその応用の研究

工学研究所

原子エネルギー研究所

を
に改める。

〔中略〕

附則

〔施行期日〕

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

〔以下略〕

(二) ヘリオトロン核融合研究センター

一 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔ヘリオトロン核融合研究センター設置〕

文部省令第一八号
一九七六(昭和五一)年五月一〇日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

(中略)

別表第七の二〔中略〕京都大学の項中「放射性同位元素総合センター」を「ヘリオトロン核融合研究センター、放射性同位元素総合センター」に改め〔る〕。

(中略)

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

(以下略)

二 ヘリオトロン核融合研究センター規程

〔一六〕
達示第一四号

一九七六(昭和五一)年五月一日

京都大学ヘリオトロン核融合研究センター規程

第一条 この規程は、京都大学ヘリオトロン核融合研究センター(以下「センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 センターは、ヘリオトロン高温プラズマ実験装置による核融合に関する実験的研究及びこれに関連する教育・研究を行う。

第三条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、専任の京都大学教授をもつて充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第四条 センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第五条 センターの事務組織については、京都大学分課規程(昭和四十八年達示第二二二号)の定めるところによる。

第六条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附則

この規程は、昭和五十一年五月十一日から施行し、昭和五十一年五月十日から適用する。

改正 昭五四・九・二五達示一九号、昭五五・五・二〇達示二八号、昭五七・五・二五達示一五号、昭六〇・四・二三達示四号、昭六一・五・二〇達示一四号、昭六二・四・五達示五号、四一九達示一五号、平元・四・一八達示八号、六・二七達示一七号、平二・六・二六達示三〇号、平四・五・一二達示一三三号

〔注〕一九九六・五・一一達示第二五号で廃止。

三 ヘリオトロン核融合研究センター協議員会規程 〔六〕

達示第一五号
一九七六(昭和五一)年五月一日

京都大学ヘリオトロン核融合研究センター協議員会規程

第一条 この規程は、京都大学ヘリオトロン核融合研究センター規程(昭和五十一年達示第十四号)第四条第二項の規定に基づき、ヘリオトロン核融合研究センター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- 一 センター長
- 二 センター所属の教授

三 前二号以外の京都大学教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長が委嘱した者 若干名

2 前項第三号の協議員の任期は、別段の事情がある場合を除くほか、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第四条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前二項の規定にかかわらず、協議員会が指定する重要事項については、協議員の三分の二以上が出席する協議員会において、出席協議員の四分の三以上の多数で決する。

第五条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第六条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に

関し必要な事項は、協議員会が定める。

附則

この規程は、昭和五十一年五月十一日から施行し、昭和五十一年五月十日から適用する。

改正 昭五四・九・二五 達示 三三号

〔注〕 一九九六・五・一一 達示 第二五号で廃止。

四 国立学校設置法施行規則一部改正(抄) (ヘリオトロン

核融合研究センター廃止)

文部省令第一八号
一九九六(平成八)年五月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七の二〔中略〕京都大学の項中「ヘリオトロン核融合研究センター」を削(る)。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

(三) エネルギー理工学研究所

一 国立学校設置法施行令一部改正(抄) (原子エネルギー
研究所をエネルギー理工学研究所に改組) 〔二〕

政令第一一九号
一九九六(平成八)年五月一日

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立学校設置法(昭和二十四年法律第五百十号)第三条の三第四項並びに第四条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立学校設置法施行令(昭和五十九年政令第二百三十号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第三条第一項の表〔中略〕京都大学の項中

原子エネルギー

一 研究所

原子エネルギーの開発及び利用に関する学理並びに

その応用の研究

を
エネルギー理工学研究所
エネルギーの

生成、変換及び利用の高度化に関する研究

〔中略〕

略〕改め(る)。

〔中略〕

附 則

〔施行期日〕

1 この政令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

二 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔エネルギー複

合機構研究センター設置〕

〔二〕

文部省令第一八号

一九九六(平成八)年五月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中

胸部疾患 研究所	感染免疫動
-------------	-------

物実験施設

を

胸部疾患研究 所	エネルギー理 工学研究所	感染免疫動物実験施設	エネルギー複合機構研 究センター
-------------	-----------------	------------	---------------------

に〔中略〕改める。

〔中略〕

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔中略〕

3 改正後の別表第七に規定する〔中略〕京都大学附置の

エネルギー理工学研究所附属のエネルギー複合機構研究

センター〔中略〕は、平成十八年三月三十一日まで存続

するものとする。

〔以下略〕

六 木質科学研究所

一 木材研究所官制

〔二〕
勅令第三五四号
一九四四(昭和一九)年五月一九日(官報五月二〇日)

朕木材研究所官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十九年五月十九日

内閣総理大臣

東條 英機

文部 大臣 子爵 岡部 長景

勅令第三百五十四号

木材研究所官制

第一条 木材研究所ハ木材ニ関スル学理及其ノ応用ノ研究ヲ掌ル

第二条 木材研究所ハ京都帝国大学及九州帝国大学ニ附置

シ当該帝国大学ノ名ヲ冠ス

第三条 木材研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

所員

助手

書記

第四条 所長ハ当該帝国大学ノ教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ

補ス

所長ハ当該帝国大学ノ総長ノ監督ノ下ニ於テ木材研究所ノ事務ヲ掌理ス

第五条 所員ハ帝国大学ノ教授及助教ノ中ヨリ文部大臣

之ヲ補ス

所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ研究ヲ掌ル

第六条 助手ハ各木材研究所ニ付専任六人判任トス上司ノ

指揮ヲ承ケ研究ニ従事ス

第七条 書記ハ各木材研究所ニ付専任二人判任トス上司ノ

指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第八条 帝国大学教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタル

モノニハ講座ヲ担任セシメザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ講座ヲ担任セシメザル教授及所員ニ補

セラレ専ラ事務ニ従事スル助教教授ハ各木材研究所ニ付通

ジテ六人トシ所属帝国大学ノ定員外トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

帝国大学高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第三条中「又ハ南方自然科学研究所所长」ヲ「南方自然科学研究所所长又ハ木材研究所所长」ニ改ム

第四条ノ二及第六条ノ二中「又ハ南方自然科学研究所員」ヲ「南方自然科学研究所員又ハ木材研究所員」ニ改ム

改正 昭二一勅令二〇七、昭三政令二〇四

〔注〕一九四九・五・三二法律第一五〇号(国立学校設置法)で廃止。

二 木材研究所協議員会規程

一九四四(昭和一九)年五月二〇日 〔二三〕

京都大学木材研究所協議員会規程

第一条 京都大学木材研究所に関する重要事項を審議する為、協議員会を置く。

第二条 協議員は七名とし、京都大学教授、及び、教授たる京都大学木材研究所員の中より所長之を依嘱す。

第三条 協議員の任期は二年とす。但し、重任を妨げず。

第四条 協議員会は所長之を召集す。所長は協議員会の議長となる。

第五条 協議員会は協議員過半数の出席あるにあらざれば開会することを得ず。

第六条 所長は京都大学木材研究所書記に協議員会幹事を命ず。

第七条 議事の方法は協議員に於て定む。

附則

本規程は昭和十九年五月二十日より之を施行す。

改正 昭二八・五・一二達示二五号、昭五三・三・二八達示一四号、

平三・四・三〇達示一四号

〔注〕一九九一・四・三〇達示第一四号で木質科学研究所協議員会規程に改称。

三 国立学校設置法〔新制木材研究所発足〕

法律第一五〇号 〔二〕

一九四九(昭和二四)年五月三一日

第四条 (本文は二七頁参照)

四 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔木材防蟻防虫
実験施設設置〕

文部省令第八号
一九七九(昭和五四)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令
国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中

科学研究施設、 合成開発施設		を		化学研究所		原子核 新無機	
化学研究所	原子核科学 研究施設、 新無機合成 開発施設	木材研究所	木材防蟻防虫 実験施設	化学研究所	原子核 新無機	木材研究所	木材防蟻防虫 実験施設

改め(る)。

〔中略〕

附則

1 この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

〔中略〕

3 改正後の別表第七に規定する京都大学附置の木材研究所
所属の木材防蟻防虫実験施設は昭和六十一年三月三十
一日まで〔中略〕存続するものとする。

〔以下略〕

五 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔木材防蟻防虫
実験施設廃止〕

文部省令第一二二号
一九八六(昭和六二)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令
国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中

防虫実験施設	を削る。	木材研究所	木材防蟻
--------	------	-------	------

〔中略〕

附則

1 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

〔以下略〕

六 国立学校設置法施行令一部改正〔抄〕〔木材研究所を木質科学研究所に改組〕
〔二〕
 政令第一二六号
 一九九一(平成三年)四月二日

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第三条の二第二項、第三条の三第四項及び第四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。
 国立学校設置法施行令(昭和五十九年政令第二百三十号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第三条第一項の表〔中略〕京都大学の項中
 木材研究所

木材に関する学理及びその応用の研究

木質科学研究所
 木質にその応

関する学理及び用の研究
 に改める。

附則

1 (施行期日)
 この政令は、公布の日から施行する。
 〔以下略〕

七 食糧科学研究所

一 食糧科学研究所官制

勅令第四二三号
 一九四六(昭和二十一年)九月一日(官報九月一日)

朕は、食糧科学研究所官制を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十一年九月十日

内閣総理大臣 吉田 茂
 文部大臣 田中耕太郎

勅令第四百二十三号

食糧科学研究所官制

第一条 京都帝国大学に食糧科学研究所を附置する。
 第二条 食糧科学研究所は、食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究を掌る。
 第三条 食糧科学研究所に左の職員を置く。
 所長

文部教官

専任八人 一級又は二級

専任八人 三級

文部事務官

専任二人 三級

第四条 所長は、京都帝国大学教授である文部教官を以て、これに充てる。

所長は、京都帝国大学総長の監督のもとに、食糧科学研究所の事務を掌理する。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

改正 昭二二政令二〇四

〔注〕一九四九・五・三二法律第一五〇号(国立学校設置法)で廃止。

二 食糧科学研究所協議員会規程

〔六〕
達示第二五号

一九四七(昭和二二)年一〇月七日

食糧科学研究所協議員会規程

第一条 食糧科学研究所に於ける重要な事項を審議するた
めに、本所に協議員会を置く。

第二条 協議員は、十二名以内とし、京都帝国大学に在職

する教官のうちから、所長がこれを委嘱する。

第三条 協議員の任期は、二年とする。但し重任を妨げな

い。

第四条 協議員会は、所長がこれを召集してその議長とな

る。
第五条 協議員会は、過半数の協議員が出席しなければ開
会することが出来ない。

第六条 議事の方法は、協議員会がこれを定める。

第七条 議事の要項は、事務官がこれを記録する。

附則

この規程は、昭和二十二年九月十日から、これを施行す
る。

改正 昭五五・一・二二達示一号

三 国立学校設置法(新制食糧科学研究所発足)

〔二〕
法律第一五〇号

一九四九(昭和二四)年五月三一日

第四条 (本文は二七頁参照)

八 防災研究所

一 国立学校設置法一部改正(抄)〔防災研究所設置〕(二)

法律第八四号

一九五二(昭和二六)年三月三十一日

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を

次のように改正する。

(中略)

第四条の表中(中略)

京都大学					
化学研究	人文科学	結核研究	工学研究	木材研究	食糧科学
京都府					
化学に関する特殊事項の 学理及びその応用の研究	世界文化に関する人文科 学の総合研究	結核の予防及び治療に關 する学理及びその応用の研究	工学に関する学理及びそ の応用の総合研究	木材に関する学理及びそ の応用の研究	食糧の生産、加工、利用 及び貯蔵に関する研究

を

京都大学					
化学研究	人文科学	結核研究	工学研究	木材研究	食糧科学
京都府					
化学に関する特殊事項の 学理及びその応用の研究	世界文化に関する人文科 学の総合研究	結核の予防及び治療に關 する学理及びその応用の研究	工学に関する学理及びそ の応用の総合研究	木材に関する学理及びそ の応用の研究	食糧の生産、加工、利用 及び貯蔵に関する研究
					災害に関する学理及びそ の応用の研究

に

(中略) 改める。

(中略)

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

(以下略)

二 防災研究所協議員会規程

〔二〕
達示第九号

一九五二(昭和二七)年一月八日

京都大学防災研究所協議員会規程

第一条 防災研究所の重要事項を審議するため、防災研究所協議員会を置く。

第二条 協議員会は、専任教授及び兼任教授で組織する。

第三条 所長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 所長に事故あるときは、年長の協議員が代理する。

第四条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開会できない。

第五条 議事の方法は、協議員会で定める。

第六条 協議員会に幹事を置き、事務官中より所長が命ずる。

2 幹事は、議長の指揮をうけて会務をつかさどる。

附則

この規程は、昭和二十六年六月十五日から施行する。

改正 昭二七・五・二二達示一六号、昭五四・五・一達示一四号

〔注〕一九九六・五・一一達示第二二号で廃止。

三 国立学校設置法施行規則〔宇治川水理実験所、桜島火

山観測所、鳥取微小地震観測所設置〕

〔二〕

文部省令第一一号

一九六四(昭和三九)年四月一日

第二十条〔本文は五〇頁参照〕

四 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔上宝地殻変動

観測所設置〕

〔二〕

文部省令第一七号

一九六五(昭和四〇)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則〔昭和三十九年文部省令第十一号〕の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中〔中略〕「鳥取微小地震

観測所」の下に「上宝地殻変動観測所」を加え〔る〕。

〔中略〕

附則

1 この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。

〔以下略〕

五 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔潮岬風力実験所、白浜海象観測所設置〕

文部省令第二二二号

一九六六(昭和四二)年四月五日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中「上宝地殻変動観測所」の下に「潮岬風力実験所、白浜海象観測所」を加え(る)。

〔中略〕

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中「白浜海象観測所」の下に「屯鶴峯地殻変動観測所、穂高砂防観測所」を加え(る)。

〔中略〕

附則

1 この省令は、昭和四十二年六月一日から施行する。

〔以下略〕

七 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔徳島地すべり観測所、大湊波浪観測所設置〕

文部省令第一八号

一九六九(昭和四四)年六月一日

六 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔屯鶴峯地殻変動観測所、穂高砂防観測所設置〕

文部省令第一一号

一九六七(昭和四二)年五月二日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令
国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

別表第七〔中略〕京都大学の項中「穂高砂防観測所」の

下に「徳島地すべり観測所、大潟波浪観測所」を加える。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の国立学校設置法施行規則の規定〔中略〕は、昭和四十四年四月一日から適用する。

〔以下略〕

八 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔北陸微小地震

観測所設置〕

〔一〕

文部省令第一二二号
一九七〇(昭和四五)年四月一七日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中「大潟波浪観測所」の下に「北陸微小地震観測所」を加える。

〔中略〕

附則

この省令は、公布の日から施行する。

九 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔防災科学資料センター設置〕

〔一〕

文部省令第一九号
一九七二(昭和四七)年五月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中「北陸微小地震観測所」の下に「防災科学資料センター」を加える。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

一〇 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔宮崎地殻変動観測所設置〕
〔二〕

文部省令第一三〇号
一九七四(昭和四九)年四月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中「防災科学資料センター」の下に「宮崎地殻変動観測所」を加える。

〔中略〕

附則

この省令は、公布の日から施行する。

一一 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔水資源研究センター設置〕
〔二〕

文部省令第一〇号
一九七八(昭和五三)年四月一日

国立学校設置法施行規則等の一部を改正する省令

(国立学校設置法施行規則の一部改正)

第一条 国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中「宮崎地殻変動観測所」の下に「水資源研究センター」を〔中略〕加える。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

一二 防災研究所附属水資源研究センター規程
〔二〕

達示第二四号

一九七八(昭和五三)年四月一八日

京都大学防災研究所附属水資源研究センター規程

第一条 この規程は、京都大学防災研究所附属水資源研究センター(以下「センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 センターは、水資源に関する基礎的研究を行うとともに、同研究についての学内外の研究者による共同研究を推進するものとする。

第三条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、防災研究所長(以下「所長」という。)をもつて充てる。

3 センター長は、センターの所務を掌理する。

第四条 センターに、主任を置く。

2 主任は、防災研究所の教授のうちから所長が命ずるものとし、その任期は、二年とする。

3 主任は、センター長を補佐し、センターの所務を整理する。

第五条 センターに、センターの運営に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営協議会を置く。

2 運営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第六条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規程は、昭和五十三年四月十八日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。

〔注〕一九九六・五・一一達示第二二二号で廃止。

一三 防災研究所附属水資源研究センター運営協議会規程

〔二〕

達示第二五号

一九七八(昭和五三年)四月一八日

京都大学防災研究所附属水資源研究センター運営協議会規程

第一条 この規程は、京都大学防災研究所附属水資源研究センター規程(昭和五十三年達示第二十四号)第五条第二項の規定に基づき、防災研究所附属水資源研究センター(以下「センター」という。)の運営協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 運営協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 センターの主任

二 センターの教授及び助教

三 前二号以外の防災研究所の教授のうちから防災研究所長(以下「所長」という。)の命じた者 若干名

四 前三号以外の京都大学の教授のうちから所長の委嘱

した者 若干名

五 学外の学識経験者のうちから所長の委嘱した者 若干名

2 前項第三号から第五号までの委員の任期は、二年とし、

再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となる。

第三条 センター長は、運営協議会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター

長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第四条 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、

開くことができない。

第五条 センター長が必要と認めるときは、委員以外の者

の出席を求めて意見をきくことができる。

第六条 運営協議会の事務を処理するため、運営協議会に

幹事を置き、防災研究所事務部長を充てる。

第七条 この規程に定めるもののほか、運営協議会の運営

に關し必要な事項は、運営協議会が定める。

附 則

この規程は、昭和五十三年四月十八日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。

(注) 一九九六・五・一一達示第二二号で廃止。

一四 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔都市施設耐震システム研究センター設置〕 (二)

文部省令第二二号

一九八六(昭和六〇)年四月五日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七京都市大学の項中「水資源研究センター」の下に「都市施設耐震システム研究センター」を加える。

〔中略〕

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔中略〕

3 新令別表第七に規定する京都大学附置の防災研究所附屬の都市施設耐震システム研究センターは、昭和七十一年三月三十一日まで存続するものとする。

〔以下略〕

一五 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔鳥取微小地震観測所、上宝地殻変動観測所、屯鶴峯地殻変動観測所、北陸微小地震観測所、宮崎地殻変動観測所廃止、地震予知研究センター設置〕

文部省令第一五号
一九九〇(平成二)年六月八日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中「鳥取微小地震観測所、上宝地殻変動観測所」、「屯鶴峯地殻変動観測所」、「北陸微小地震観測所」及び「宮崎地殻変動観測所」を削り、「都市施設耐震システム研究センター」の下に「地震予知研究センター」を加える。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

一六 防災研究所附属地震予知研究センター規程

達示第一七号

一九九〇(平成二)年六月二六日

京都大学防災研究所附属地震予知研究センター規程

第一条 この規程は、京都大学防災研究所附属地震予知研究センター(以下「センター」という。)の組織等に関し必要事項を定めるものとする。

第二条 センターは、地震予知に関する基礎的研究を行うとともに、同研究についての学内外の研究者による共同研究を推進するものとする。

第三条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、防災研究所長(以下「所長」という。)をもって充てる。

3 センター長は、センターの所務を掌理する。

第四条 センターに、主任を置く。

2 主任は、防災研究所の教授のうちから所長が命ずるものとし、その任期は、二年とする。

3 主任は、センター長を補佐し、センターの所務を整理する。

第五条 センターに、その運営に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営協議会を置く。

2 運営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第六条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成二年六月二十六日から施行し、平成二年六月八日から適用する。

〔注〕一九九六・五・一一達示第二二号で廃止。

一七 防災研究所附属地震予知研究センター運営協議会規程

〔一六〕
達示第一八号

一九九〇(平成二)年六月二六日

京都大学防災研究所附属地震予知研究センター運営協議会規程

第一条 この規程は、京都大学防災研究所附属地震予知研究センター規程(平成二年達示第十七号)第五条第二項の規定に基づき、防災研究所附属地震予知研究センター(以下「センター」という。)の運営協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 運営協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 センターの主任

二 センター所属の教授及び助教授のうちからセンター長の命じた者 若干名

三 前二号以外の防災研究所の教授のうちから防災研究所長(以下「所長」という。)の命じた者 若干名

四 前三号以外の京都大学の専任の教授のうちから所長の委嘱した者 若干名

五 学外の学識経験者のうちから所長の委嘱した者 若干名

2 前項第二号から第五号までの委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、運営協議会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第四条 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第五条 運営協議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第六条 運営協議会の事務を処理するため、運営協議会に

幹事を置き、防災研究所事務部長を充てる。

第七条 この規程に定めるもののほか、運営協議会の運営
に關し必要な事項は、運営協議会が定める。

附則

一 この規程は、平成二年六月二十六日から施行し、平成二
年六月八日から適用する。

〔注〕一九九六・五・一一達示第二二号で廃止。

一八 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔防災科学資

料センターを地域防災システム研究センターに改組

文部省令第一七号

一九九三(平成五)年四月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中「防災科学資料センタ
ー」を「地域防災システム研究センター」に改める。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

一九 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔都市施設耐

震システム研究センター廃止

文部省令第八号

一九九六(平成八)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中「都市施設耐震シ
テム研究センター」を削る。

〔中略〕

附則

1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。

〔以下略〕

二〇 国立学校設置法施行令一部改正(抄)〔設置目的改正、全国共同利用研究所に改組〕

政令第一一九号

一九九六(平成八)年五月一日

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)

第三条の三第四項並びに第四条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立学校設置法施行令(昭和五十九年政令第二百三十号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第三条第一項の表〔中略〕京都大学の項中〔中略〕

〔災害

に関する学理及びその応用の研究

〕を〔災害に関する学理の研究

究及び防災に関する総合研究〕に改め(る)。

〔中略〕

第三条第二項の表京都大学の項中「基礎物理学研究所」を「防災研究所、基礎物理学研究所」に改め(る)。

〔中略〕

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。
〔以下略〕

二一 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔既存の一〇

施設を災害観測実験センター、地震予知研究センタ

ー、火山活動研究センター、水資源研究センター、
巨大災害研究センターに改組〕

〔二

文部省令第一八号
一九九六(平成八)年五月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中〔中略〕「宇治川水理実

験所、桜島火山観測所、潮岬風力実験所、白浜海象観測所、

穂高砂防観測所、徳島地すべり観測所、大瀧波浪観測所、

地域防災システム研究センター、水資源研究センター、地

震予知研究センター」を「災害観測実験センター、地震予

知研究センター、火山活動研究センター、水資源研究セン

ター、巨大災害研究センター」に改め(る)。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

置く。

研究部門

総合防災

地震災害

地盤災害

水災害

大気災害

附属研究施設

災害観測実験センター

地震予知研究センター

火山活動研究センター

水資源研究センター

巨大災害研究センター

第五条 附属研究施設に長を置き、防災研究所の専任の教授をもって充てる。

2 附属研究施設の長は、附属研究施設の業務をつかさどる。

3 附属研究施設の長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

第六条 防災研究所に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

二二 防災研究所規程

達示第二二二号

一九九六(平成八)年五月一日

京都大学防災研究所規程

第一条 この規程は、京都大学防災研究所(以下「防災研究所」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 防災研究所は、災害に関する学理の研究及び防災に関する総合研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。

第三条 防災研究所に、所長を置く。

2 所長は、防災研究所の専任の教授をもって充てる。

3 所長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 所長は、防災研究所の所務を掌理する。

第四条 防災研究所に、次の研究部門及び附属研究施設を

協議会規程(平成二年達示第十八号)

2 教授会は、防災研究所の専任の教授で組織する。
第七条 防災研究所に、その運営に関する事項について所長の諮問に応ずるため、協議会を置く。

二二 防災研究所協議会規程

達示第二三号

〔六〕

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。
第八条 防災研究所の技術室及び事務組織については、京都大学分課規程(昭和四十八年達示第二十二号)の定めるところによる。

一九九六(平成八)年五月一日

京都大学防災研究所協議会規程

第九条 この規程に定めるもののほか、防災研究所の内部組織については、所長が定める。

附則

第一条 この規程は、京都大学防災研究所規程(平成八年達示第二十二号)第七条第二項の規定に基づき、防災研究所の協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

1 この規程は、平成八年五月十一日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

第二条 協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
一 防災研究所の専任の教授のうちから総長の命じた者

一 京都大学防災研究所協議会規程(昭和二十六年達示第九号)

若干名

二 京都大学防災研究所附属水資源研究センター規程(昭和五十三年達示第二十四号)

二 前号以外の京都大学の専任の教授のうちから総長の命じた者 若干名

三 京都大学防災研究所附属水資源研究センター運営協議会規程(昭和五十二年達示第二十五号)

三 学外の学識経験者のうちから総長の委嘱した者 若干名

四 京都大学防災研究所附属地震予知研究センター規程(平成二年達示第十七号)

2 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

五 京都大学防災研究所附属地震予知研究センター運営協議会規程(平成二年達示第十七号)

第三条 所長は、協議会を招集し、議長となる。
2 所長に事故があるときは、あらかじめ所長が指名した

五 京都大学防災研究所附属地震予知研究センター運営協議会規程(平成二年達示第十七号)

2 所長に事故があるときは、あらかじめ所長が指名した

五 京都大学防災研究所附属地震予知研究センター運営協議会規程(平成二年達示第十七号)

2 所長に事故があるときは、あらかじめ所長が指名した

委員が前項の職務を代行する。

第四条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第五条 協議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第六条 協議会の事務を処理するため、協議会に幹事を置き、事務部長をもって充てる。

第七条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

附則

この規程は、平成八年五月十一日から施行する。

九 基礎物理学研究所

一 湯川記念館規程

〔二六〕
達示第五号

一九五二(昭和二七)年四月一五日

湯川記念館規程

第一条 湯川秀樹博士のノーベル賞受賞を記念するため、京都大学に湯川記念館(以下記念館と称する^{つて})を置く。

第二条 記念館は、基礎物理学の研究、普及及び資料の蒐集その他記念館設置の目的にふさわしい事業を行う。

第三条 記念館に館長を置く。

2 館長は、京都大学教授のうちから学長が命ずる。

3 館長は、館務を総理する。

第四条 記念館に研究部、事業部及び事務室を設け、各部に部長及び部員を、事務室に主任を置く。

2 部長及び部員は、館長が委嘱する。

第五条 記念館に湯川記念館委員会を置く。

2 委員会は、記念館の管理及び運営に關する重要事項につき、館長の諮問に應ずる。

3 委員会の規程は、別に定める。

附則

この規程は、昭和二十七年四月十五日から施行する。

二 湯川記念館委員会規程

〔二六〕
達示第六号

一九五二(昭和二七)年四月一五日

湯川記念館委員会規程

第一条 湯川記念館規程第五条に定める委員会は、左の者

で組織する。

湯川記念館々長

京都大学理学部長

京都大学事務局長

京都大学教授又は助教授のうちから学長が命じた者、

若干名

学外の学識経験者のうちから学長が委嘱した者、

若干名

2 職務上当然委員となるもの以外の委員の任期は、二年とする。

第二条 館長は、委員会を招集して議長となる。

第三条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第四条 委員会に幹事を置き、記念館事務室主任をあてる。

2 幹事は、議長の指揮をうけて庶務をつかさどる。

附 則

この規程は、昭和二十七年四月十五日から施行する。

三 国立学校設置法一部改正(抄)(基礎物理学研究所設置)

(一)

法律第八八号

一九五三(昭和二八)年七月二八日

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を

次のように改正する。

(中略)

第四条(中略)に次の一項を加える。

2 前項に掲げる研究所の外、国立大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の研究に従事するものに利用させるため、国立大学に、左表の通り、研究施設を附置する。

大学の名称	研究施設の名称	位置	目的
京都大学	基礎物理学研究所	京都府	素粒子論その他の基礎物理学に関する研究
東京大学	宇宙線観測所	長野県	宇宙線の観測及び研究

(中略)

附 則

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

[以下略]

四 基礎物理学研究所運営委員会規程

達示第二九号
一九五三(昭和二八)年八月四日

基礎物理学研究所運営委員会規程

第一条 基礎物理学研究所に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、基礎物理学研究所の運営に関する重要事項について所長の諮問に応ずる。

第二条 運営委員会は、左の者で組織する。

一 京都大学教授又は助教教授及び事務官のうちから学長が、命じた者 八名

二 学外の学識経験者のうちから学長が、委嘱した者 八名

2 委員の任期は、二年とする。但し、重任を妨げない。

第三条 所長は、運営委員会を招集して議長となる。

2 所長事故あるときは、予め所長が指名した委員が議長となる。

第四条 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第五条 所長が必要と認めたとときは、委員以外の者の委員会出席を求めて意見を聴くことができる。

第六条 運営委員会に幹事を置き、研究所事務主任をあてる。

2 幹事は、議長の指揮をうけて庶務をつかさどる。

附則

この規程は、昭和二十八年八月一日から適用する。

改正 昭三三・六・一一達示八号、昭三三・五・二九総長裁定、昭

四八・三・二〇達示一三号、昭五四・六・二六達示一七号

五 基礎物理学研究所協議員会規程 (一六)

基礎物理学研究所協議員会規程

達示第三〇号
一九五三(昭和二八)年八月四日

第一条 基礎物理学研究所の重要事項を審議するため、基礎物理学研究所協議員会を置く。

第二条 協議員会は、左に掲げる者で組織する。

一 基礎物理学研究所教授 但し、助教教授を加えることができる

二 所長の委嘱した京都大学教授若干名

第三条 前条第二号の協議員の任期は、二年とする。但し、重任を妨げない。

第四条 協議員会は、所長が招集し、議長となる。

2 所長に事故あるときは、年長の協議員が代理する。

第五条 協議員会は、協議員の過半数が、出席しなければ、開会することができない。

第六条 議事の方法は、協議員会で定める。

第七条 協議員会に幹事を置き、事務官中より所長が命ずる。

2 幹事は、議長の指揮をうけて会務をつかさどる。

附則

この規程は、昭和二十八年八月一日から適用する。

改正 昭三・一二・一八達示二六号、昭四五・三・二五達示七号

一〇 ウイルス研究所

一 国立学校設置法一部改正（ウイルス研究所設置）（二

法律第二六号

一九五六（昭和三十一年三月二四日

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を

次のように改正する。

第四条第一項の表中京都大学の項を次のように改める。

京都大学				
木材研究所	工学研究所	結核研究所	人文科学研究所	化学研究所
京都府				
その応用の研究	木材に関する学理及びその応用の総合研究	工学に関する学理及びその応用の総合研究	結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究	化学に関する特殊事項の学理及びその応用の研究
			科学の総合研究	世界文化に関する人文

食糧科学研究所		食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究
防災研究所		災害に関する学理及びその応用の研究
ウイルス研究所		ウイルスの探究並びにウイルス病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究

附 則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

二 ウイルス研究所協議員会規程

〔六〕
達示第七号

一九五六(昭和三二)年四月一日

京都大学ウイルス研究所協議員会規程

第一条 京都大学ウイルス研究所に関する重要事項を審議するため、協議員会を置く。

第二条 協議員は左に掲げる者で組織する。

- 一 ウイルス研究所長
- 二 ウイルス研究所専任教授
- 三 ウイルス研究所併任教授のうちから所長の委嘱した

者

四 京都大学教授のうちから所長の委嘱した者

2 協議員は、十五名以内とする。

第三条 協議員の任期は、二年とする。ただし、重任を妨げない。

第四条 協議員会は、所長が招集する。

2 所長は、協議員会の議長となる。

3 所長に事故のあるときは、年長の協議員が代理する。

第五条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開会できない。

第六条 議事の方法は、協議員会で定める。

第七条 協議員会に幹事を置き、研究所勤務の事務官のうちから所長が命ずる。

2 幹事は、議長の指揮をうけて、会務をつかさどる。

附 則

この規程は、昭和三十一年四月一日から施行する。

改正 昭三八・一・八達示三号

三 国立学校設置法施行規則(ウイルス診断研究施設設置)

(一一)

文部省令第一二号

一九六四(昭和三九)年四月一日

第二十条 (本文は五〇頁参照)

四 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)(ウイルス感染

動物実験施設設置)

(一二)

文部省令第一〇号

一九七八(昭和五三)年四月一日

国立学校設置法施行規則等の一部を改正する省令

(国立学校設置法施行規則の一部改正)

第一条 国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

(中略)

別表第七(中略)京都大学の項中(中略)「ウイルス診断研究施設」の下に、「ウイルス感染動物実験施設」を加え(る)。

(中略)

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

(以下略)

五 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)(ウイルス診断研究施設を免疫不全ウイルス研究施設に改組) (一二)

文部省令第一四号

一九八八(昭和六三)年四月八日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

(中略)

別表第七(中略)京都大学の項中(中略)「ウイルス診断研究施設」を「免疫不全ウイルス研究施設」に改め(る)。

(中略)

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

(中略)

4 新令別表第七に規定する(中略)京都大学附置のウイルス研究所附属の免疫不全ウイルス研究施設(中略)は、昭和七十三年三月三十一日まで存続するものとする。

〔以下略〕

六 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔免疫不全ウイルス研究施設廃止〕

〔二〕

文部省令第七号

一九九八(平成一〇)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中「免疫不全ウイルス研究施設」を削(る)。

〔中略〕

附則

1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

〔以下略〕

七 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔エイズ研究施設設置〕

〔二〕

文部省令第二一号

一九九八(平成一〇)年四月九日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中〔中略〕「ウイルス感染動物実験施設」の下に、「エイズ研究施設」を加え(る)。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔中略〕

4 改正後の別表第七に規定する〔中略〕京都大学附置のウイルス研究所附属のエイズ研究施設〔中略〕は、平成二十年三月三十一日まで存続するものとする。

〔以下略〕

一一 經濟研究所

一 国立学校設置法一部改正(抄)〔經濟研究所設置〕〔二〕
法律第三六号

一九六二(昭和三七)年三月二九日

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第一百五十号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第四条第一項の表〔中略〕京都大学の項を次のように改める。

化学研究所	化学に関する特殊事項の学理及びその応用の研究
人文科学研究所	世界文化に関する人文科学の総合研究
結核研究所	結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究
工学研究所	工学に関する学理及びその応用の総合研究

京都大学			
木材研究所	食糧科学研究所	防災研究所	ウイルス研究所
京都府			
木材に関する学理及びその応用の研究	食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究	災害に関する学理及びその応用の研究	ウイルスの探究並びにウイルス病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究
産業経済に関する総合研究			

〔中略〕
附則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

〔以下略〕

二 經濟研究所協議員会規程

一九六二(昭和三七)年一〇月三十一日

達示第一一〇号

京都大学經濟研究所協議員会規程

第一条 經濟研究所に関する重要事項を審議するため、協

議員会を置く。

第二条 協議員会は、経済研究所長および経済研究所所属の教授ならびに所長が委嘱した京都大学教授で組織する。ただし、必要に応じ、協議員会の議を経て、経済研究所所属の助教を加えることができる。

第三条 所長の委嘱した協議員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

第四条 所長は協議員会を招集し、議長となる。

2 議長に事故あるときは、所長があらかじめ指名する協議員が代理する。

第五条 議案は、所長が協議員会に附議する。

第六条 協議員会は協議員の過半数が出席しなければ開会することができない。

第七条 協議員会の議事は、別段の定めがある場合を除くほか出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

第八条 所長が必要と認めるときは、協議員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第九条 議事録の作成等協議員会の庶務は、事務長が処理する。

附 則

この規程は、昭和三十七年十月二十三日から施行する。

一一一 数理解析研究所

一 国立学校設置法一部改正(抄)(数理解析研究所設置)

(二)

法律第六九号
一九六三(昭和三八)年三月二日

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第四条第二項(中略)の表中京都大学の項を次のように改める。

京都大学		基礎物理学研究所	
原子炉実験所	数理解析研究所	京都府	素粒子論その他の基礎物理学に関する研究
大阪府	研究	数理解析に関する総合	原子炉による実験及びこれに関連する研究

(中略)

附則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(以下略)

二 数理解析研究所協議員会規程

達示第一三〇号

一九六三(昭和三八)年四月二三日

京都大学数理解析研究所協議員会規程

第一条 数理解析研究所の重要事項を審議するため、数理解析研究所に数理解析研究所協議員会(以下「協議員会」という。)を置く。

第二条 協議員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

一 数理解析研究所所属の教授

二 前号以外の京都大学教授のうちから所長の委嘱した者若干名

2 前項第二号の協議員の任期は、二年とする。

3 第一項第二号の協議員は、再任されることができる。

第三条 所長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 所長に事故あるときは、あらかじめ所長が指名した協

議員が議長となる。

第四条 協議員会は、協議員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第五条 協議員会には、協議員会の決定により、数理解析研究所所属の助教授を出席させることができる。

第六条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務長をあてる。

第七条 前各条に定めるもののほか、議事の方法その他の必要事項は、協議員会が定める。

附則

この規程は、昭和三十八年四月二十三日から施行する。

三 数理解析研究所運営委員会規程

達示第一四〇号

一九六三(昭和三八)年四月二三日

京都大学数理解析研究所運営委員会規程

第一条 数理解析研究所の運営に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、数理解析研究所に数理解析研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第二条 運営委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

一 京都大学専任の教授のうちから総長の命じた者十二名以内

二 京都大学併任の教授および本学外の学識経験者のうちから総長の委嘱した者十二名以内

三 事務局長

2 職務上委員となる者のほか、委員の任期は二年とする。

ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 職務上委員となる者のほか、委員は再任されることが出来る。

第三条 所長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 三名以上の委員から審議事項を示して運営委員会の開催を求められたときは、所長はすみやかに運営委員会を招集しなければならない。

3 所長に事故あるときは、あらかじめ所長が指名した委員が議長となる。

第四条 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第五条 所長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

第六条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に

幹事を置き、事務長をあてる。

第七条 前各条に定めるもののほか、議事の方法その他の必要事項は、運営委員会が定める。

附則

この規程は、昭和三十八年四月二十三日から施行する。

改正 昭四四・三・一八連示五号、昭四八・三・二〇連示一四号

四 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔数理応用プロ

グラミング施設設置〕

文部省令第一三三号

一九七一年(昭和四六)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七京都大学の項中

ウイルス研究所

ウイルス診断

研究施設

を

ウイルス研究所	ウイルス診断研究施設
数理解析研究所	数理応用プログラミング

グ施設
に改める。

〔中略〕

附則

1 この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

〔以下略〕

一三 原子炉実験所

一 国立学校設置法一部改正〔抄〕〔原子炉実験所設置〕

法律第六九号
一九六三(昭和三八)年三月三十一日

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第四条第二項〔中略〕の表中京都大学の項を次のように改める。

京都大学		基礎物理学研究所	京都府	素粒子論その他の基礎物理学に関する研究
原子炉実験所	数理解析研究所	京都府	数理解析に関する総合研究	原子炉による実験及びこれに関連する研究
大阪府				

〔中略〕

附則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

〔以下略〕

二 原子炉実験所協議会規程

達示第一五号
一九六三(昭和三八)年四月二三日

京都大学原子炉実験所協議会規程

第一条 原子炉実験所の重要事項を審議するため、原子炉実験所に原子炉実験所協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第二条 協議会は、次の各号に掲げる者で組織する。

一 原子炉実験所の部門担当の教授

二 前号以外の教授のうちから所長の委嘱した者若干名
 2 前項の協議員のほか、協議員会の決定により、必要に応じて協議員会に原子炉実験所所属の助教授を加えることができる。

3 第一項第二号の協議員の任期は、二年とする。

4 第一項第二号の協議員は、再任されることができる。

第三条 所長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 所長に事故あるときは、年長の協議員が議長となる。

第四条 協議員会は、協議員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第五条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務長をあてる。

第六条 前各条に定めるもののほか、議事の方法その他の必要事項は、協議員会が定める。

附則

この規程は、昭和三十八年四月二十三日から施行する。

改正 昭五〇・五・六達示一八号、平七・五・九達示一九号

三 原子炉実験所運営委員会規程

〔六〕
 達示第一六号
 一九六三(昭和三八)年四月二三日

京都大学原子炉実験所運営委員会規程

第一条 原子炉実験所の運営に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、原子炉実験所に原子炉実験所運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第二条 運営委員会は、次の各号に掲げるもので組織する。

一 原子炉実験所所属の教授および助教授のうちから総長の命じた者若干名

二 前号以外の教授および助教授ならびに本学外の学識経験者のうちから総長の委嘱した者若干名

三 事務局長

2 前項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第一項第二号の委員は、再任されることができる。

第三条 所長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 所長に事故あるときは、あらかじめ所長が指名した委員が議長となる。

第四条 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ

開くことができない。

第五条 所長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

第六条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務長をあてる。

附 則

この規程は、昭和三十八年四月二十三日から施行する。

改正 昭五〇・五・六達示一九号

四 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔原子炉応用セ

ンター設置〕

文部省令第八号

一九七五(昭和五〇)年四月一日

国立学校設置法施行規則等の一部を改正する省令

(国立学校設置法施行規則の一部改正)

第一条 国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中

数理解析研究所

数理応用プログラミン
グ施設

を

グラミ
ンター

に改め〔る〕。

〔中略〕
附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

数理解析研究所	数理応用プログラミン グ施設
原子炉実験所	原子炉応用セ ンター

五 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔原子炉医療基

礎研究施設設置〕

文部省令第一八号

一九七六(昭和五二)年五月一〇日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中「原子炉応用センター」

を「原子炉医療基礎研究施設、原子炉応用センター」に改める。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

一四 霊長類研究所

一 国立学校設置法一部改正〔抄〕〔霊長類研究所設置〕

法律第一八号

一九六七(昭和四二)年五月三十一日

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律

〔国立学校設置法の一部改正〕

第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の

一部を次のように改正する。

〔中略〕

第四条第二項の表京都大学の項中

原子炉実験所	大
--------	---

大阪府	原子炉による実験及びこれに関連する研究
-----	---------------------

を

霊長類研究所	大阪府
愛知県	

原子炉による実験及びこれに関連する研究	霊長類に関する総合研究
---------------------	-------------

に改める。

〔中略〕

附則

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

〔以下略〕

二 霊長類研究所協議員会規程

〔六〕

達示第二二二号

一九六七(昭和四二)年六月一日

京都大学霊長類研究所協議員会規程

第一条 霊長類研究所の重要事項を審議するため、霊長類研究所に霊長類研究所協議員会(以下「協議員会」という。)

を置く。

第二条 協議員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

一 霊長類研究所所属の教授

二 前号以外の京都大学教授のうちから所長の委嘱した者若干名

2 前項第二号の協議員の任期は、二年とする。

3 第一項第二号の協議員は、再任されることが出来る。

第三条 所長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 所長に事故あるときは、あらかじめ所長が指名した協議員が議長となる。

第四条 協議員会は、協議員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第五条 協議員会には、協議員会の決定により、霊長類研究所所属の助教授を出席させることができる。

第六条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務長をあてる。

第七条 前各条に定めるもののほか、議事の方法その他の必要事項は、協議員会が定める。

附則

この規程は、昭和四十二年六月一日から施行する。

改正 昭四四・一一・一一 達示二三号

三 霊長類研究所運営委員会規程

達示第一三三号

一九六七(昭和四二)年六月一日

京都大学霊長類研究所運営委員会規程

第一条 霊長類研究所の運営に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、霊長類研究所に霊長類研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第二条 運営委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

一 京都大学専任の教授のうちから総長の命じた者若干名

二 京都大学併任の教授および学外の学識経験者のうちから総長の委嘱した者 若干名

三 事務局長

2 職務上委員となる者のほか、委員の任期は二年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 職務上委員となる者のほか、委員は再任されることが出来る。

第三条 所長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 所長に事故あるときは、あらかじめ所長が指名した委員が議長となる。

第四条 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第五条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

第六条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務長をあてる。

第七条 前各条に定めるもののほか、議事の方法その他の必要事項は、運営委員会が定める。

附則

この規程は、昭和四十二年六月一日から施行する。

改正 昭四六・七・六達示一九号、昭四八・三・二〇達示一五号

四 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔幸島野外観察

施設、サル類保健飼育管理施設設置〕

〔二

文部省令第一八号
一九六九(昭和四四)年六月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七〔中略〕京都大学の項中

ウイルス研究所 ウイ

ルス診断研究施設

を

ウイルス研究所	ウイルス診断研
霊長類研究所	幸島野外観察施
	類保健飼育管理

究施設
施設、サル
に改める。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の国立学校設置法施行規則の規定〔中略〕は、昭和四十四年四月一日から適用する。

〔以下略〕

五 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔幸島野外観察施設をニホンザル野外観察施設に改組〕〔二〕

文部省令第九号
一九八三(昭和五八)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七京都大学の項中「幸島野外観察施設」を「ニホンザル野外観察施設」に改め(る)。

〔中略〕

附則

1 この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。
〔以下略〕